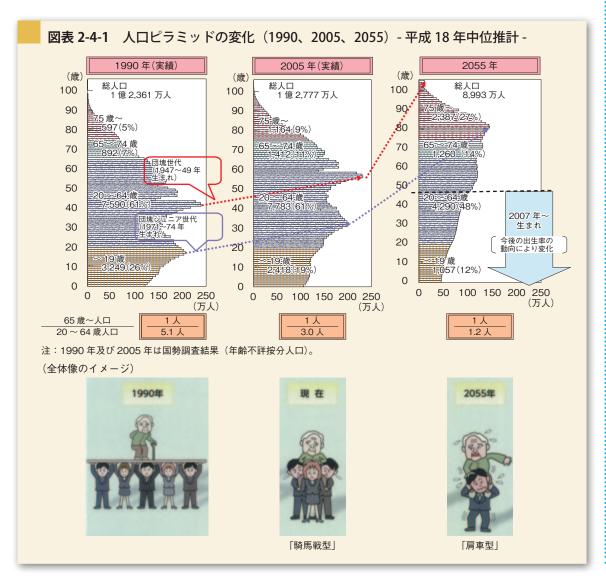
# 第4節

# 少子社会への対応 ~子育て支援施策を中心に~

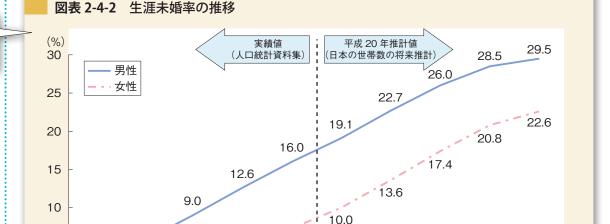
# 1 少子社会の現状

我が国の合計特殊出生率は、2005(平成 17 年)には 1.26 と過去最低を更新するとともに、 人口も 2004(平成 16)年をピークとして減少に転じ、人口減少社会が現実のものとなった。 2006(平成 18)年~2008(平成 20)年の合計特殊出生率は、前年を上回っていたが、2009 (平成 21)年は前年と同様 1.37 と横ばいとなっているなど、依然として低い水準にあり、長期 的な少子化の傾向が継続している。

また、2006年末に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」によると、現在の傾向が続けば、50年後(2055(平成67)年)には我が国の人口は9千万人を割り込み、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割り、高齢化率は40%を超えるという厳しい見通しが示されている。これによる人口構造の変化を見ると、現在1人の高齢者を3人で支えている「騎馬戦型」の構造になっているものが、少



2030年には男性 の3人に1人が 生涯独身



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成 20 年 3 月推計)」、「人口統計資料集(2010 年版)」 注:生涯未婚率は、50 歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005 年までは「人口統計資料集(2010 年版)」、 2010 年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45 ~ 49 歳の未婚率と 50 ~ 54 歳の未婚率の平均。

2010

2015

2020

2025

2030 (年)

7.3

2005

5.8

2000

5.1

1995

1980年代後半から1990年代前半にかけて、共働き世帯が急増:1995年以降は増加傾向:1997年以降は専業主婦世帯と逆転

# 図表 2-4-3 共働き世帯の推移

5.6

4.3

1990

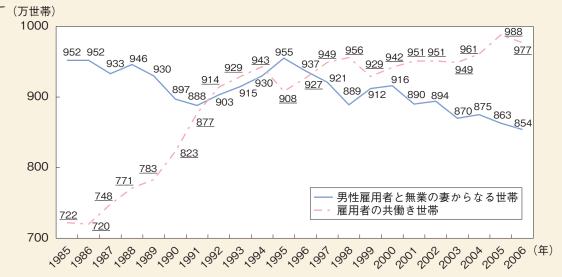
4.3

3.9

1985

5

 $\cap$ 



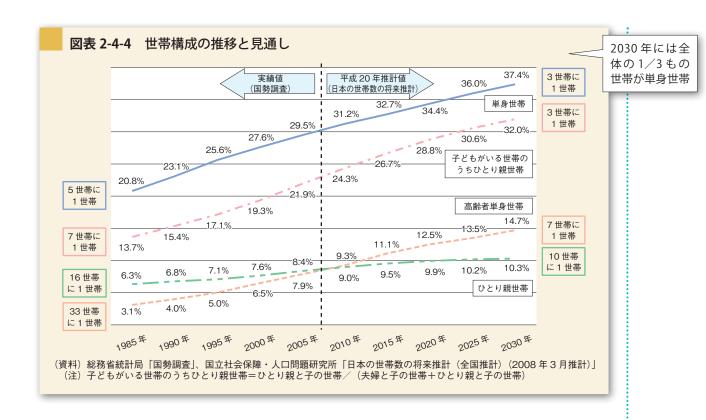
資料:平成20年度厚生労働白書

資料: 内閣府「平成 19 年版男女共同参画白書」

- (注) 1)1985 年から 2001 年は総務省「労働力調査特別調査」(各年 2 月。)、2002 年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」 (年平均)より作成。
  - 2)「男性雇用者と無業の妻からなる世帯」とは、夫が非農林雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。
  - 3)「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者の世帯。
  - 4)「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細結果)」とでは、調査方法、調査月などが相違することから、時系列比較には注意を要する。

子高齢化が一層進行する 2055 年には 1 人の高齢者を約 1 人で支える「肩車型」の構造になる ものと想定されている(図表 2-4-1)。

さらに、ライフスタイルが従来とは異なるものになってきている。例えば、2030年(平成42)年には生涯未婚率が男性で約30%、女性では約23%になるものと見込まれている(**図表2-4-2**)他、共働き世帯と専業主婦世帯(男性雇用者と無業の妻からなる世帯)とを比べると、1997(平成9)年にはすでに前者の数が後者の数を上回っている状況にも配慮する必要がある



(**図表 2-4-3**)。また、子どもがいる世帯のうち3世帯に1世帯がひとり親世帯になるものと見込まれている状況がある(**図表 2-4-4**)。

こうした状況に加え、多くの国民が結婚したい、子どもを生み育てたい、結婚しても子どもを持って働きたいと希望しているにもかかわらず\*1、その希望がかなえられず、結果として少子化が進んでしまっているものと考えられることなどを踏まえ、国民が希望する結婚や出産を実現できる環境整備等をすることが重要となる。

# 2 子ども手当の創設

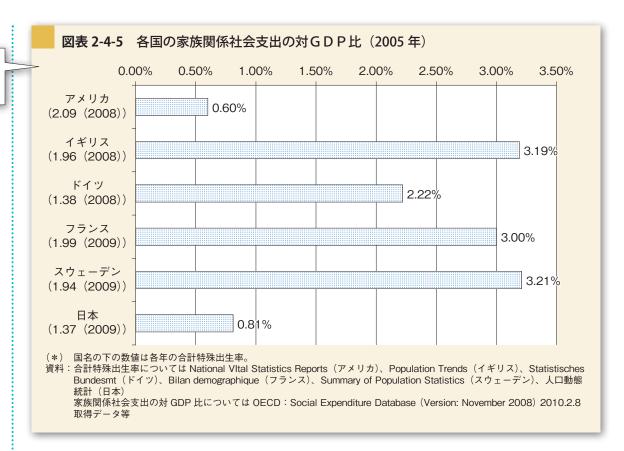
このような中で、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備することが少子化の流れを変えるために喫緊の課題となっている。特に子育て世帯からは、子育てや教育にお金がかかるので、経済面での支援を求める声も大きい。2009年3月に公表された内閣府「少子化社会対策に関する子育て女性の意識調査」の結果をみると、少子化対策として重要であると考えるものとして、「経済的支援措置」と回答した方が72.3%でもっとも多い。他方、子育てにかける予算でみると、先進国の中で日本はGDP比で最も少ない国の一つとなっている(図表 2-4-5)。

こうした状況も踏まえ、「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律案」を第174回通常国会に提出し、2010(平成22)年3月に成立、同年4月1日から施行することとなった。

子ども手当については、子育てを未来への投資として、次代を担う子どもの育ちを個人の問題とするのではなく、社会全体で応援するという観点から実施するものであり、2010年度においては、中学校修了前までの子ども一人につき月額1万3千円の子ども手当を、その父母等に支給することとしている。児童手当と比べ金額も増加し、対象範囲も広がっているのは上記の考え方に基づくものであり、所得制限も設けられていない。また、これまでの児童手当制度でも支給

<sup>\*1</sup> 第13回出生動向基本調査(2005年 独身者調査)によると、結婚する意思をもつ未婚者は約9割となっており、希望子ども数も 男女とも2以上となっている。

日本はアメリカに 次いで2番目に 低い水準



対象となっていなかった、児童養護施設に入所している親のいない子ども等については、2010年度においては、安心こども基金の活用により、子ども手当相当額が行き渡るよう、施設等に対して特別の支援を行うこととした上、平成23年度以降における子ども手当の制度設計において検討することとした。

# 3 地域の子育て支援

# (1)「子ども・子育てビジョン」の策定と幼保一体化を含めた新たな次世代育成支援 のための包括的・一元的な制度の構築

厚生労働省においては、政府全体としての取組みを進めるため、2004(平成 16)年に策定された「少子化社会対策大綱」(2004 年 6 月閣議決定)及び「子ども・子育で応援プラン」(2004 年 12 月少子化社会対策会議決定)に沿って、若者の自立や働き方の見直し、地域の子育で支援等、総合的な取組みを進めてきたところであるが、今般、「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育で応援プラン」が見直され、新たに子ども・子育で支援の総合的な対策である「子ども・子育でビジョン」が策定された(2010(平成 22)年 1 月 29 日閣議決定:図表 2-4-6)。この「子ども・子育でビジョン」では、子どもが主人公(チルドレン・ファースト)であると位置づけ、「少子化対策」から「子ども・子育で支援」へ考え方を転換しており、社会全体で子どもと子育でを応援する社会の実現を目指し、2010年度から 2014(平成 26)年度までの今後 5 年間で目指すべき施策内容と数値目標(図表 2-4-7)を盛り込んでいる。今後は、同ビジョンの着実な実施に向け、取り組んでいくこととしている。

また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」(2009(平成21)年12月閣議決定)及び「子ども・子育てビジョン」においては、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築について、2011(平成23)年通常国会までに所要の法案を提出すると

された。このため、2010(平成 22)年 1 月 29 日には、関係閣僚を構成員とする「子ども・子 育て新システム検討会議」が開催され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、6月25 日に「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。さらに、6月29日には、 全閣僚で構成する少子化社会対策会議において同要綱が決定された。

## 図表 2-4-6 「子ども・子育てビジョン」の概要

「子ども・子育てビジョン」

(平成 22 年 1 月 29 日閣議決定)

子どもと子育てを応援する社会

家族や親が子育てを担う

社会全体で子育てを支える

●子どもが主人公(チルドレン・ファースト) ●「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ●生活と仕事と子育ての調和

基本的考え方

1 社会全体で子育てを支える ○子どもを大切にする ○ライフサイクル全体を通じて社会的に支える ○地域のネットワークで支える 2「希望」がかなえられる 子育てを総合的に支える ○生活、仕事、 ○格差や貧困を解消する ○持続可能で活力ある経済社会が実現する

3つの大切な姿勢

◎生命 (いのち) と育ちを大切にする ◎困っている声に応える ◎生活(くらし)を支える

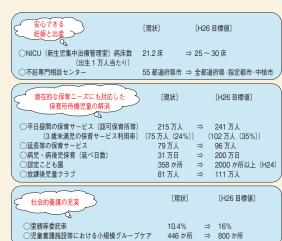
### 目指すべき社会への政策4本柱と12の主要施策

- 1. 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ
  - (1) 子どもを社会全体で支えるとともに、教育機会の確保を
    - ・子ども手当の創設
    - ・高校の実質無償化、奨学金の充実等、学校の教育環境の整備
- (2) 意欲を持って就業と自立に向かえるように
  - ・非正規雇用対策の推進、若者の就労支援(キャリア教育・ジョ ブ・カード等)
- (3) 社会生活に必要なことを学ぶ機会を
  - ・学校・家庭・地域の取組、地域ぐるみで子どもの教育に取り組
- 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ
- (4) 安心して妊娠・出産できるように ・早期の妊娠届出の勧奨、妊婦健診の公費負担 ・相談支援体制の整備(妊娠・出産、人工妊娠中絶等)
  - 不妊治療に関する相談や経済的負担の軽減
- (5) 誰もが希望する幼児教育と保育サービスを受けられるように・潜在的な保育ニーズの充足も視野に入れた保育所待機児童の解消(余裕教室の活用等)
  - 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構
  - 築に向けた検討 ・幼児教育と保育の総合的な提供(幼保一体化)
- ・放課後子どもブランの推進、放課後児童クラブの充実 (6)子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかれるように

- (7) であり健康と女主を守が、女がして医療にかかれるように・小児医療の体制の確保
  (7) ひとり親家庭の子どもが困らないように
  ・児童扶養手当を父子家庭にも支給、生活保護の母子加算
  (8) 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように
  ・障害のある子どもへのライフステージに応じた一貫した支
  - 援の強化 児童虐待の防止、家庭的養護の推進(ファミリーホームの
  - 拡充等)

- 3. 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ
  - (9) 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように
    - ・乳児の全戸訪問等(こんにちは赤ちゃん事業等)
    - ・地域子育て支援拠点の設置促進
    - ・ファミリー・サポート・センターの普及促進
    - ・商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
    - ・NPO 法人等の地域子育て活動の支援
  - (10) 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように
    - ・良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進
    - ・子育てバリアフリーの推進(段差の解消、子育て世帯にやさし いトイレの整備等)
    - ・交通安全教育等の推進(幼児二人同乗用自転車の安全利用の普 及等)
- 4. 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ(ワーク・ ライフ・バランスの実現)
  - (11) 働き方の見直しを
    - ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 及び「行動指針」に基づく取組の推進
    - 長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進
    - ・テレワークの推進
    - ・男性の育児休業の取得促進 (パパ・ママ育休プラス)
  - (12) 仕事と家庭が両立できる職場環境の実現を
    - ・育児休業や短時間勤務等の両立支援制度の定着
    - ・一般事業主行動計画(次世代育成支援対策推進法)の策定・ 公表の促進
    - ・次世代認定マーク (くるみん) の周知・取組促進
    - ・入札手続等における対応の検討

# 図表 2-4-7 主な数値目標等



地域の子育てカ [現状] (H26 目標値) ○地域子育で支援拠点事業 7100 か所 ⇒ 10000 か所 (市町村単独分含む) ○ファミリー・サポート・センター事業 570 市町村 ⇒ 950 市町村 ○一時預かり事業(延べ日数) ⇒ 3952万日 348 万日 ○商店街の空き店舗の活用による子育で支援 ⇒ 100 か所 男性の育児参加 〔現状〕 (H26 目標値) の促進 ○週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 10% 半減(H29)\*参考指標 男性の育児休業取得率 1 23% ⇒ 10% (H29) \* 参考指標 ○6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事 2時間30分(H29) 60分  $\Rightarrow$ 関連時間(1日当たり) \*参考指標 子育てしやすい 働き方と企業の取組 〔現状〕 [H26 目標値] ○第1子出産前後の女性の継続就業率 38% ⇒ 55% (H29) \*参考指標 ○次世代認定マーク (くるみん) 取得企業数 652 企業 ⇒ 2000 企業

保育所定員は1年 あたり約5万人増

# 図表 2-4-8 新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度構築に向けての検討事 項(「子ども・子育てビジョン」参考資料)

① 育児休業~保育~放課後対策への 切れ目のないサービス保障

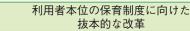


子育て支援サービスのための 包括的・一元的な制度を構築

- ・幼保一体化を含め、多様なサービスメニューを整備
- ・すべての子育て家庭を対象…働く家庭も専業主婦家庭も

### ②利用者本位の仕組みの導入

※利用者(子ども)中心 ※潜在化した需要を顕在化



- ・市町村の責務の下、利用者と事業者の間の公的保育契約 制度の導入
- ・利用者への例外ないサービス保障(認定による地位の付 与と保育に欠ける要件の見直し)
- ・利用者補助方式への見直し 等

### ③・多様な利用者ニーズへの対応 ・潜在需要に対応した量的拡大



### 多様なサービスメニュー

家庭的保育、小規模サービス、地域子育て支援 等

イコールフッティングによる 株式会社・NPO 等の事業者の参入促進

- 客観的基準による指定制の導入
- ・施設整備費、運営費の使途範囲、会計基準等の見直し等

サービスの質の向上

④地域の実情に応じたサービス提供



基礎自治体(市町村)が実施主体

⑤安定的・継続的に費用確保



社会全体(国・地方・事業主・本人) による費用負担 (財源確保)

# (2) 待機児童解消に向けた保育サービスの充実と総合的な放課後児童対策の推進

政府としては、これまで、待機児童を解消する ため、2002 (平成14) 年度からの「待機児童ゼ 口作戦」等に基づき、保育所の受入れ人数を引き 上げるなどの取組みを進めてきた。

しかし、依然として、都市部を中心として、保 育所への入所を希望しながら保育所に入所するこ とができない「待機児童」が多く生じており、そ の数は2009 (平成21) 年4月現在、約2万5 千人となるなど、保育所の定員増にもかかわら ず、2年連続で増加している。

こうした状況を踏まえ、保育所の整備等を進め ることを目的として、平成20年度第2次補正予



子ども達と一緒に給食を食べる長妻厚生労働大臣 (東京都内の認可保育園を訪問した際の様子)

算において都道府県に創設された「安心こども基金」を平成21年度第1次・第2次補正予算に おいて増額した。この「安心こども基金」によって、保育サービス等の充実・拡充、地域の余裕 スペース(学校、公営住宅、公民館等)を活用した認可保育所の分園等設置促進、家庭的保育の 拡充を図り、待機児童の大半を占める低年齢児(0~2歳児)の良質な保育サービスの充実に努 めている。今後は、「子ども・子育てビジョン」で掲げる目標(保育サービスの定員を 2009 年 度の 215 万人から 2014 (平成 26) 年度に 241 万人とする目標)\*2 の達成など、待機児童解消 に向けた取組みを推進する。

共働き家庭など留守家庭における学齢期の児童に対しては、学校の余裕教室等を利用して放課 後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とする放課後児童クラブ

### 図表 2-4-9 保育所待機児童の現状 (2009 (平成 21) 年 4 月 1 日現在)

- ○2009年4月1日現在の待機児童数は2万5,384人(2年続けて増加)
- ○待機児童が多い地域の固定化
  - ・待機児童 50 人以上の特定市区町村(101 市区町村)で待機児童総数の約 80%を占める
- ○低年齢児(0~2歳)の待機児童数が全体の約82%

#### 【保育所待機児童数と保育所定員の推移】



#### 【保育所入所待機児童2万5千人の内訳】



- ※特定市区町村の待機児童数は、全待機児 童数のうち約8割。
- ※低年齢児の待機児童数は、全待機児童数のうち約8割。

を実施しており、2009 年 5 月 1 日時点において、放課後児童クラブ数は全国で 18,479 か所、登録児童数は 80 万 7,857 人となっている。また、2007(平成 19)年度に創設された、文部科学省において実施する放課後子ども教室推進事業と一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を、原則としてすべての小学校区での実施を目指して進めている。今後は、「子ども・子育てビジョン」において掲げる数値目標(放課後児童クラブの利用児童数を 2009 年度の81 万人から 2014 年度に 111 万人とする目標\*3)の達成などに向け、取組みを推進していく。

## (3) すべての子育て家庭への支援

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近な地域に相談できる相手がいないなど、子育てが孤立化することにより、その負担感が増大している。とりわけ、3歳未満の子どもを持つ女性の約8割は家庭で育児をしており、社会からの孤立感や疎外感を持つ者も少なくない。

このようなことから、2007 (平成 19) 年度より、身近な場所に子育て親子が気軽に集まって相談や交流を行う「地域子育て支援拠点事業」を開始し、①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談・援助の実施、③地域の子育て関連情報の提供、④子育て及び子育て支援に関する講習を基本事業として推進している。具体的には、公共施設の空きスペースや商店街の空き店舗等において実施する『ひろば型』、保育所等において実施する『センター型』、民営児童館において実施する『児童館型』の三つの類型により事業展開を図っており、それぞれ

<sup>\*2 「</sup>子ども・子育でビジョン」においては、2017 (平成 29) 年度に 44%に達する 3 歳未満児に関する潜在的な保育需要を満たすため、女性の就業率の上昇を勘案し、2014 (平成 26) 年度までに 35%の保育サービス提供割合 (3 歳未満児) を目指し、潜在需要にも対応した待機児童解消を図ることとしている。

<sup>\*3 「</sup>子ども・子育てビジョン」においては、就労希望者の潜在的なニーズに対応し、放課後児童クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数の拡充を図ることとしている。対象児童(小学校1~3年生)のうち、放課後児童クラブを利用する者の割合については、潜在需要を合わせると、2017(平成29)年度には40%に達すると見込まれており、2014(平成26)年度までに32%のサービス提供割合を目指すこととしている。

特色を生かした取り組みを行っている。特に、ひろば型においては、2009(平成21)年度より機能の拡充を図り、一時預かりや放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を基本事業と一体的に実施することで、ひろば型の施設を中心とした関係機関とのネットワーク化を推進している。

このような地域における子育で支援の拠点については、量的な拡充とともに、当事者自身が共に支え合い、学び合う地域子育で支援活動の原点に根ざした活動を広げていくことが重要な課題である。このような認識から、「NPO法人子育でひろば全国連絡協議会」が組織され、子育で支援者の資質向上に向け、各種セミナーや研修会の開催などを行っている。

また、乳幼児や小学生等の児童を有する子育で中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業、児童養護施設等において親の残業や病気などの際にその家庭の児童を預かる子育で短期支援事業、特に支援が必要な妊婦や子どものいる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導等の支援を行う養育支援訪問事業等を展開し、地域の子育で支援機能の強化を図っている。

さらに、2007年度から、保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業、すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行い、必要な支援につなげる「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」を展開している。

こうした取組みの更なる推進を図るため、「地域子育て支援拠点事業」、「一時預かり事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」について、2008(平成20)年11月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」により、児童福祉法上の事業として新たに位置づけるとともに、市町村に対し、事業の実施について努力義務を課し、2009年4月から施行した。

# コラム

### 子育て支援策、自治体腕比べ~山梨県北杜市、埼玉県~

1.57 ショックとして出生率の低下が社会問題として取り上げられたのが1990(平成2)年。それから20年近くが経ち、少子化対策・子育て支援策は種類・量ともに広がりを見せている。

対策の中心的な担い手は地方自治体。各地の取組みは、実にバラエティー豊かである。

例えば、子どもを生む基礎となるカップルがいないという地域。こうした地域では、自治体が出会いの場を提供していることもある。最近流行の「婚活」の支援である。

また、そもそも、若い世代そのものが少ない という地域では、移住促進策に取り組む例もあ る。子育て支援を中心に街作りをし、若い世代 に魅力的な地域とすることで、外から人を呼び 込み、人口を増やしていこうという試みである。この場合、子育て支援は、福祉施策に止まらず、様々な施策と結びついていく。

山梨県北杜(ほくと)市では、観光事業とも 結びついた事業を展開している。北杜市では、 市独自に保育所の保育料の第2子以降の無料 化、父子家庭への手当の支給、子育て支援に特 化したパソコンサイト・携帯サイトの構築、市 役所へのキッズスペース設置など福祉分野を中 心に子育て支援策の充実を図っているが、そう した動きに加えて、子ども連れの観光客を呼び 込もうと、子育て世帯に魅力的な観光地の整 備・充実を図るベビーズヴァカンスタウンの取 組みを推進。人口減少、急速な少子高齢化が進 行する同市では、子連れ観光客に優しいまち は、地元の子育て世代にも優しいまちであると の考えを基本に、子連れで楽しめる施設を紹介 するマップやロゴマークの作成等を通じ、移住 者の獲得も視野に入れて、地域に人を呼び込も うとしている。

北杜市の取組みは、雇用・住宅・交通・食の分野にも広がる。雇用が無ければ人は定着しないと企業誘致をすすめ、住宅がなければ子育ても難しいと雇用促進住宅を買い取って市営住宅化に取り組んでいる。合併により広大な面積を有する中で、子どもの移動手段の確保・充実が必要だと、利用者が事前に乗る場所や時間等を電話等で予約して、目的地まで行く乗合い型のバスであるデマンドバスを活用した子育て支援事業にも取り組む。また、豊かな食生活も魅力の一つであると、地産地消の推進の中で、地域でとれた有機栽培野菜などを学校や保育園給食で使用する取組みや、土作りから作付け、管理、収穫、調理までを小学生や保育園児が体験する教育ファームも充実させていく予定だ。

観光から、雇用・住宅・交通に、食。北杜市では、少子化対策・子育て支援という言葉からはすぐには思いつかない分野にまで裾野を拡げた対策を講じて、まち全体として子育てを支援して、「子どもの声が響くまち」となることを目指している。

一方、人はいる、若いカップルもいる、という地域でも、様々な施策が展開されている。経済面での支援(各種手当てや医療費無料化)、保育の充実(保育所や放課後児童クラブの確保)、ワークライフバランスの推進(企業向け推進講座の実施)、親の育ちの応援(パパ手帳の配布)、乳児のいる家庭を訪問し、必要な支援につなげる事業(こんにちは赤ちゃん事業)、親子に集いの場を提供する事業(地域子育て支援拠点事業)などなど様々である。

また、街中に授乳スペースやおむつ替えスペースを増やす取組み(赤ちゃんの駅)や、子育て支援企業を募って子育て家庭に対する割引サービスなどを提供する取組み(企業参画型子育て支援事業(パスポート事業))、子育てを応援する市民を育てる取組み(子育てマイスター・子育てケアマネ養成講座)など、民間と連携する取組みも多い。



政府が打ち出している「新しい公共」―行 政機関だけではなく、地域の住民が参画して、 公共的なサービスを提供していくという考 え―は、子育て支援策では、決して新しい話 ではないのだ。

例えば、埼玉県では、地元の特定非営利活動 法人の企画提案を受けた取組みを実施。その一つである「おとうさんのヤキイモタイム」は、生活協同組合よりサツマイモの提供を受けて、子育てサークル、保育所、幼稚園や公民館と協力して、県内 100 か所でお父さんと子どもたちがヤキイモを実施するもの。父親主体の事業で、地域のパパ仲間づくりのきっかけとなっている。

また、「こども夢未来フェスティバル」では、 県内の100を越える特定非営利活動法人、子育でサークルや企業などが一同に会し、日ごろの成果の発表や親子で楽しめるイベントを通じて、地域・社会の中で「みんなで子育て」していくことの大切さを発信している。また、小児科医による小児救急医療研修会や自転車メーカーによる幼児二人同乗自転車の試乗会なども開催され、子育ての安心・安全に関する学習の機会にもなっている。2009(平成21)年度は若い親子にも積極的参加を呼びかけようとポスターも賑やかで目を引く作りとなっている。

埼玉県では、他にも民間と連携する動きが盛んで、企業参加型子育て支援事業では、協賛企業(パパママ応援ショップ)が1万店を超え

て全国一である。また、2010(平成22)年度 に「赤ちゃんの駅」を民間施設や公共施設 3,000 か所に設置する予定だ。埼玉県では、こ うした取組みを通じて、役所だけではなく、民 間企業や、特定非営利活動法人、子育て中の親 自身も含めて、地域社会の様々な層で、子育で 家庭を応援するムーブメントが起こることを 狙っている。

国全体では「子ども手当」という新たな試み も始まるが、そうした取組みもすべて地方自治 体を通じて国民に届いていく。子育てフレンド リーな社会の形成には、これまでも、これから も、各自治体による工夫が欠かせない。自治体 の子育て支援策の腕比べが、今後更に盛んにな り、地域が賑やかになってそして国としても元 気になっていく、そんな未来に期待したい。

# 4 虐待を受けた子ども等への支援

### (1)児童虐待防止への取組みの推進

## 1) 児童虐待の現状

児童虐待への対応については、2000(平成12)年11月に施行された児童虐待の防止等に関 する法律(以下「児童虐待防止法」)が、その後、2004(平成 16)年及び 2007(平成 19)年 に改正され、制度的な対応について充実が図られてきた。しかし、重大な児童虐待事件が跡を絶 たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続け、2008(平成 20) 年度には 4万 2.664 件となるなど、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっ ている。

### 2) 児童虐待防止対策の取組み状況

児童虐待は、子どもの心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるため、児童虐待の防止 に向け、①虐待の「発生予防」、②虐待の「早期発見・早期対応」、③虐待を受けた子どもの「保 護・自立支援」に至るまでの切れ目のない総合的な支援体制を整備・充実していくことが必要で ある。

このため、

- ①発生予防に関しては、前述の「乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)」や、「養 育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」の推進
- ②早期発見・早期対応に関しては、市町村における「子どもを守る地域ネットワーク(要保護 児童対策地域協議会)」の機能強化、児童相談所の体制強化のための児童福祉司の確保等、 家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取組みを行う親支援の推進
- ③保護・自立支援に関しては、家庭的環境での養護を促進するため里親制度の拡充、児童養護 施設等の小規模ケアの推進、児童家庭支援センターの拡充、施設内虐待の防止等施設入所児 童の権利擁護の推進

などの取組みを進めている。

なお、2010(平成22)年3月に教育機関との連携を強化するため、虐待が疑われる児童の 出欠状況等について学校等から市町村や児童相談所に定期的に情報提供する指針を文部科学省と 共同で策定し、都道府県等に通知した。

### 3) 児童福祉法の改正

2009 (平成21) 年4月、前述したとおり児童福祉法等の一部を改正する法律が一部を除き

施行された。児童虐待に関係する主な内容としては、①「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」、「地域子育て支援拠点事業」等子育て支援サービスの法定化、②子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の機能強化、③里親制度の改正、施設内虐待の防止等の規定等がある。

### 4) 児童虐待防止に向けた広報啓発の取組み

2004(平成 16)年から 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、関係府省庁や地方公共団体、関係団体等と連携した広報・啓発活動を実施している。2009 年度においては、月間標語の公募、全国フォーラムの開催(新潟県妙高市)、広報用ポスター等の作成・配布及び政府広報を活用したテレビ、新聞等による広報啓発等を実施した。また、民間団体が中心となって実施している「オレンジリボン・キャンペーン」について後援を行っているほか、職員が手作業で厚生労働省のビルに巨大なオレンジリボンを掲示した。

## (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

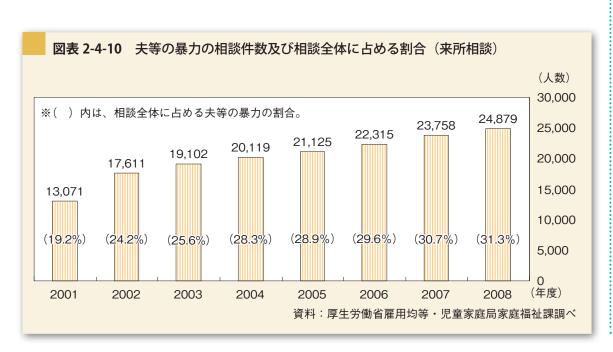
### 1) 配偶者からの暴力の現状

配偶者からの暴力は、人権を著しく侵害する大きな社会問題である。2008(平成20)年度の全国の婦人相談所及び婦人相談員の受け付けた来所による女性相談者の実人員を見ても、79,594人(前年度77,441人)のうち、「夫等の暴力」を主訴とする者が24,879人(前年度23,758人)であり、相談理由の31.3%(前年度30.7%)を占めるなど、配偶者からの暴力被害者が増加しており、一層の取組みの強化が必要となっている(図表2-4-10)。

### 2) 配偶者からの暴力対策の取組み状況

配偶者からの暴力被害者等に対する相談・保護等の支援については、

- ①配偶者からの暴力を受けた被害者の一時保護及び民間シェルターや母子生活支援施設等一定 の基準を満たす者への一時保護委託の実施
- ②婦人相談員等の暴力相談担当職員に対する専門研修の実施



- ③婦人相談所における休日・夜間電話相談事業の実施及び関係機関とのネットワークの整備
- ④婦人相談所及び婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童へのケアを行う指導員 の配置
- ⑤婦人相談所及び婦人保護施設の夜間警備体制の強化
- ⑥法的対応機能強化事業の実施
- ⑦専門通訳者養成研究事業の実施

など、各種施策を実施している。

なお、2009 (平成 21) 年度においては、婦人保護施設における同伴児童のケアの充実を図る ための指導員の配置など、同伴児童のケアの充実を図ったところである。

### 3) 人身取引被害者の保護

人身取引被害者の保護については、これまで婦人相談所等に保護を求めてきた 275 名 (2001 (平成 13) 年 4 月 1 日~2010 (平成 22) 年 3 月末) について、適切に保護が行われてきたところである。

なお「人身取引対策行動計画」(2004(平成 16)年 12 月策定)が策定されてから 5 年が経過し、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきているという国内情勢及び我が国の人身取引対策に対する国際的な関心の高さ等の内外の指摘を踏まえ、犯罪対策閣僚会議(2009 年 12 月 22 日)において、「人身取引対策行動計画 2009」が決定されたところである。

# 5 ひとり親家庭の自立の支援

2002 (平成 14) 年に改正された「母子及び寡婦福祉法」等に基づき、母子家庭の母等について、①保育所の優先入所等の子育で・生活支援策、②母子家庭自立支援給付金等の就業支援策、 ③養育費相談支援センターの設置等の養育費の確保策、④児童扶養手当の支給等の経済的支援策といった総合的な自立支援策を展開してきたところである。

特に、自立のためには就業支援が重要であることから、2009(平成21)年度においては、

- ①就業相談や講習会、就業情報の提供等を行う「母子家庭等就業・自立支援センター事業」
- ②ハローワークと福祉事務所の担当者によるチームが、児童扶養手当受給者等に個別に面接を行い、その状況・ニーズを的確に把握した上で、個々の状況等に合わせた就労支援メニューを選定・実施する「生活保護受給者等就労支援事業」
- ③就労経験が乏しい母子家庭の母等の職業的自立を促進するため、就職のための準備段階として の生活講習を加えた「準備講習付き職業訓練」
- ④都道府県に創設した安心こども基金の活用等による、
  - ・母子家庭の母が看護師等の資格取得のために養成機関に修学している期間の一定期間について生活費の負担軽減のために高等技能訓練促進費(2009(平成21)年度から、支給額を引き上げる(市町村民税非課税世帯については月額10万3,000円から14万1,000円(市町村民課税世帯はその1/2))とともに、2011(平成23)年度末までに修学を開始した者について、修業期間の後半1/2の期間(上限18月)から修業期間全期間に支給期間を延長)を支給などする「高等技能訓練促進費等事業」
  - ・平成 21 年度第 1 次補正予算で新たに創設したひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する地方公共団体への助成

などについて引き続き推進しているところである。

### 図表 2-4-11 母子家庭の自立支援策の概要

- ○平成14年に母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法等を改正し、「児童扶養手当中心の支援」から「就業・ 自立に向けた総合的な支援」へと、転換したところ。
- ○具体的には、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱に より施策を推進中。

### 母子家庭及び寡婦自立促進計画(地方公共団体が国の基本方針を踏まえて策定)



## 子育てと生活支援

- ◎保育所の優先入所の法定
- ◎ヘルパーの派遣などによ る子育て、生活支援策の 実施
- ○サテライト型施設の設置 など母子生活支援施設の 機能の拡充



# 就業支援

- ●母子家庭等就業・自立支 援センター事業の推進
- ○個々の実情に応じた、ハ ローワーク等との連携に よる母子自立支援プログ ラムの策定等
- ○母子家庭の能力開発等の ための給付全の支給 ○準備講習付き職業訓練の
- 実施等



# 養育費の確保

- ◎養育費相談支援センター の創設
- ◎養育費支払い努力義務の 法定化
- ◎「養育費の手引き」やリー フレットの配布
- ◎民事執行制度の改正によ る履行確保の促進



### 経済的支援

- ★児童扶養手当の支給 ○自立を支援する観点から 母子寡婦福祉貸付の充実
- ※上記のうち「子育てと生活支援」及び「養育費の確保」の◎については、父子家庭も対象
- ※上記のうち「就業支援」の●については、事業の一部に関して、父子家庭も対象(平成 21 年度より)
- ※上記のうち「経済的支援」の★については、平成22年8月より、父子家庭も対象

また、経済的支援についても、

- ①母子寡婦福祉貸付金による生活費や子どもの修学費等に対する貸付け(2009(平成21)年度 から連帯保証人がいる場合の貸付利子を無利子とするとともに、連帯保証人がない場合も貸付 利子 1.5%での貸付けを可能とした)の実施
- ②ひとり親家庭の自立支援の拡充を図るため、父子家庭にも児童扶養手当を支給することを内容 とする「児童扶養手当法の一部を改正する法律案」を第174回通常国会に提出し、2010(平 成22)年5月に成立、同年8月1日から施行することとなっている。

#### 6 母子保健

### (1) 「健やか親子 21」の推進

21世紀の母子保健分野の国民運動計画である「健やか親子21」については、2009(平成 21) 年度に、「『健やか親子 21』の評価等に関する検討会 | において第2回中間評価を行い、過 去4年間の成果を踏まえつつ、今後重点的に取り組む方向性等を示したところである。

### (2) 子どもの心の健康支援

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院 を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を2008 (平成20)年度より3か年のモデル事業として実施しているところである。

# (3)妊婦健診や出産に係る経済的負担の軽減

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、 経済的な理由などにより健康診査を受診しない妊婦も見られるところであり、母体や胎児の健康 確保を図る上で妊婦健診の重要性・必要性が高まってきているところである。

このため、平成20年度第2次補正予算において、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、妊婦健診を必要な回数(14回程度)受けられるよう、2010(平成22)年度までの間、それまで地方財政措置されていなかった9回分について、支援の拡充を図ったところである(公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施(2010年4月現在))。

また、妊娠の早期届出(それに伴う母子健康手帳の早期交付)及び妊婦健診の適正な受診について、政府広報、リーフレットの作成・配布等を通じて広く国民に周知を図っているところである。加えて、出産に係る経済的負担の軽減を図るため、2010年度までの間の暫定措置として、医療保険者から支給される出産育児一時金等について、4万円引上げ、原則42万円とするとともに、あらかじめまとまった現金を用意しなくてもよいように、妊婦の希望に応じて出産育児一時金等を医療保険者から病院等に直接支払う制度が導入されたところである。

# (4) 不妊に悩む夫婦への支援

### 1) 不妊専門相談センター

不妊症の検査・治療等に関する情報提供や相談体制を強化するため、地域において中核的な役割を担う保健医療施設などにおいて、専門医等が、①不妊に関する医学的な相談や、②不妊による心の悩みの相談などを行う「不妊専門相談センター事業」を実施している(2009(平成 21)年度:60 か所)。

### 2) 不妊治療に係る経済的負担の軽減等

体外受精及び顕微授精は経済的な負担が大きいことから、2004(平成16)年度から、次世代育成支援の一環として、配偶者間のこれらの不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っている。

2007 (平成 19) 年度から、給付額を拡大し(治療1回につき上限額10万円、年2回まで)、所得制限を緩和(夫婦合算所得730万円まで)しているが、さらに、2009年度より給付額を治療1回につき上限額15万円まで拡大しているところである(2008(平成20)年度支給実績:72,029件)。

# コラム マタニティマークに関する自治体の取組み

マタニティマークは、妊産婦に対する気遣いなど、妊産婦にやさしい環境づくりに関して広く国民の関心を喚起するために、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」推進検討会において募集し、2006(平成18)年に発表された。普及啓発を推進するため、ホームページなど様々な機会を通して広く周知するとともに、交通機関、職場や飲食店などに取組みへの協力の依頼を行っている。

厚生労働省が公表したマタニティマークに関する自治体の取組み状況調査の結果(2009(平成21)年8月末現在)では、2009年度にマタ



ニティマーク入り妊産婦個人用グッズ(以下「マーク入りグッズ」)の配付を行った自治体

は、回答した 1,799 市区町村のうち 1,372 か所 (76.3%) であった。なお、前回の調査結果 (2008 (平成 20) 年 8 月末現在) では、1,184 か所 (65.4%) となっており、増加している。

また、2010年度に作成・購入を検討している市区町村は85か所(4.7%)あり、配付を行っていない市区町村のうち16か所(0.9%)が、その理由として「マーク入りグッズなしでも妊産婦にやさしい環境である」を挙げている。

マーク入りグッズの種類はキーホルダー、ス

トラップ、バッジ、シール等様々で、多くの市 区町村が母子健康手帳の交付と同時に配付して いる。

その他、市区町村や都道府県において、役所の駐車場にマタニティマークを表示し、妊産婦が優先的に駐車できるスペースを設置したり、公営交通機関において妊産婦が優先的に座席を確保できるよう呼びかけたり、学生を対象とした思春期講座等でマタニティマークの趣旨を説明したりと、妊産婦にやさしい環境づくりを目指し、様々な取組みが行われている。

# 7 仕事と子育ての両立支援

## (1) 現状

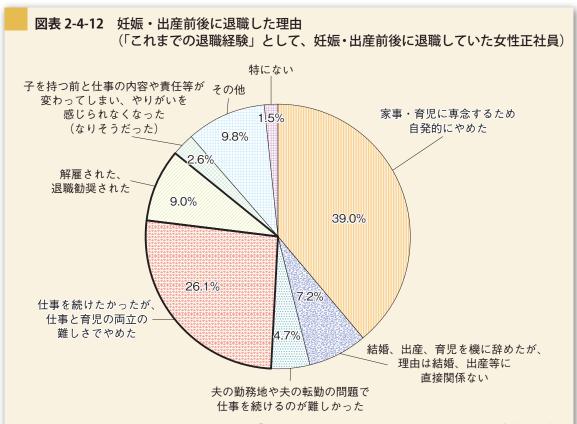
子育て支援施策では、①現金支給とともに、②保育所整備などの現物支給、③仕事と生活の調和であるワーク・ライフ・バランスの支援策の三者が適正に整備される必要がある。育児期には特に仕事と子育ての両立が困難であることから、仕事か家庭かという二者択一構造とならないよう、仕事と子育ての両立支援策を重点的に推進する必要がある。

このため、企業において、育児・介護休業や短時間勤務制度などの両立支援制度を整備するとともに、男性も女性も安心して利用できる職場環境を整備することが重要である。都道府県労働局雇用均等室では、労働者からの相談への対応や、制度の普及・定着に向けた指導を実施している。

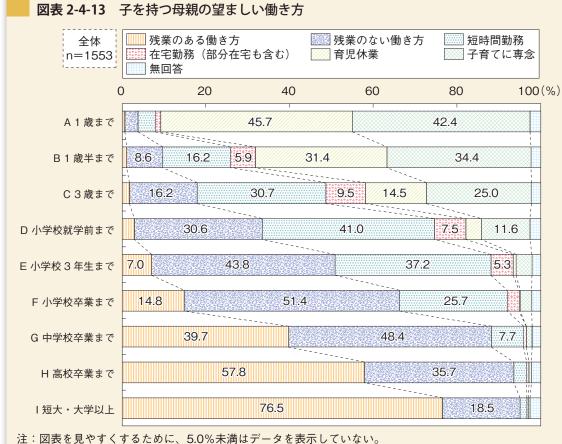
これらの取組みにより、女性の育児休業取得率は約86%となるなど、着実な定着が図られつつあるが、第1子出産後も継続就業をしている女性は約38%(2005(平成17)年)にとどまっている。

妊娠・出産前後で女性が仕事を辞める理由としては、約35%が「仕事と育児の両立が難しかった」又は「解雇・退職勧奨された」ことを挙げており、育児休業からの復帰後の働き方が課題であることがわかる。また、子を持つ母親の望ましい働き方としては、子が小学校就学前までは短時間勤務、所定外労働の免除のニーズが高くなっている(図表2-4-12、2-4-13)。

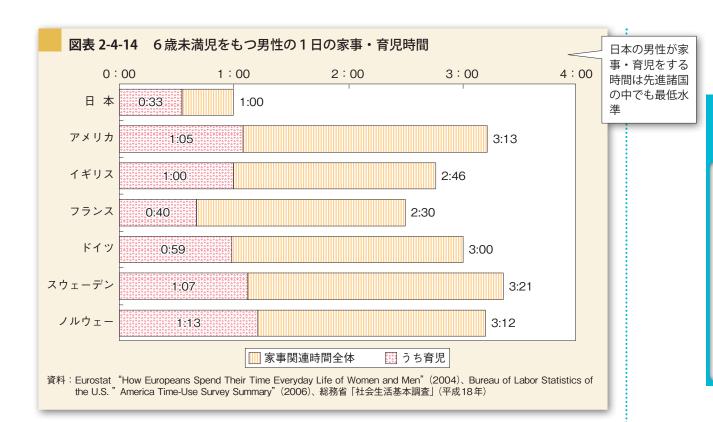
一方、男性の約3割が育児休業を取りたいと考えているが、実際の取得率は1.72%にとどまっている。さらに、男性の子育てや家事に費やす時間も先進国中最低の水準にとどまるなど、女性に子育てや家事の負荷がかかりすぎており、こうした状況が女性の継続就業を困難にし、少子化の原因となっていると考えられる。実際にも、子どものいる夫婦は、夫の休日の家事・育児時間が長くなるほど、第2子以降の生まれる割合が高くなる傾向がある(図表 2-4-14、図表 2-4-15)。

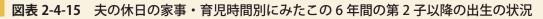


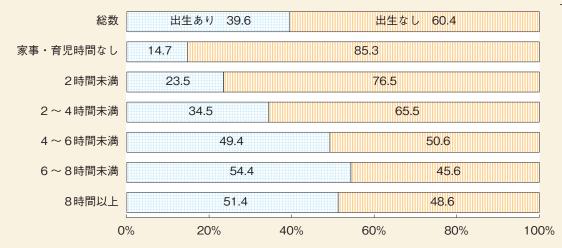
資料:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「両立支援に係る諸問題に関する総合的調査研究」(2008(平 成 20) 年)



資料:ニッセイ基礎研究所「今後の仕事と家庭の両立支援に関する調査」(2008(平成 20)年)







- 注:1)集計対象は、①または②に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。 ①第1回調査から第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦
  - ②第1回調査時に独身で第6回調査までの間に結婚し、結婚後第7回調査まで双方から回答を得られている夫婦
  - 2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第6回調査時の状況である。
  - 3)6年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。
  - 4)総数には、家事・育児時間不詳を含む。

資料:厚生労働省大臣官房統計情報部「第7回21世紀成年者縦断調査」

# (2) 育児・介護休業法の一部改正

こうした現状も踏まえるとともに、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援を一層進めるため、男女ともに子育で等をしながら働き続けることができる環境を整備することを目的に、2009(平成21)年6月24日に育児・介護休業法の一部が改正された。

主な内容は、図表 2-4-16 及び図表 2-4-17 のとおりである。

夫の休日の家事・ 育児時間が長いほ ど第2子以降が 生まれる割合が高 い傾向

# 図表 2-4-16 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要

少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、 男女ともに子育て等をしながら働き続けることができる雇用環境を整備する。

### 1 子育で期間中の働き方の見直し

- 3歳未満の子を養育する労働者について、短時間勤務制度(1日6時間)を設けることを事業主の義務とし、 労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する。
- 子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が、1人であれば年5日(現行どおり)、2人以上であれ ば年10日)。

### 2 父親も子育てができる働き方の実現

- 父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月(現行1歳)までの間に、1年間育児休業を取得可能と する (パパ・ママ育休プラス)。
- 父親が出産後8週間以内に育児休業を取得した場合、再度、育児休業を取得可能とする。
- 配偶者が専業主婦(夫)であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止する。

※これらにあわせ、育児休業給付についても所要の改正

### 3 仕事と介護の両立支援

○ 介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1人であれば年5日、2人以上であれ ば年10日)。

### 4 実効性の確保

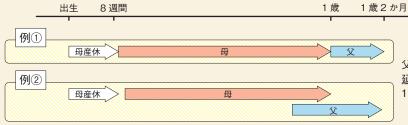
- 苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組みを創設する。
- 勧告に従わない場合の公表制度及び報告を求めた場合に報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対する過料 を創設する。

【施行期日】2010(平成22)年6月30日(ただし、一部の規定は、常時100人以下の労働者を雇用する 事業主については 2012 (平成 24) 年 7 月 1 日) 4のうち、調停については2010 (平成22) 年4月1日、その他は2009 (平成21) 年9月30日。

### 図表 2-4-17 父親の育児休業取得促進策

## (1) 父母ともに育児休業を取得する場合の育児休業取得可能期間の延長

○父母ともに育児休業を取得する場合、子が1歳2か月に達するまでの間に、1年まで休業することを可能とする。



父(または母)、交替。2か月 延長可能。(父母それぞれが 1年を超えない範囲内)

### (2) 出産後8週間以内の父親の育児休業取得促進

○配偶者の出産後8週間以内に、父親が育児休業を取得した場合には、特例として育児休業を再度取得できるよう要件を緩和する。



# (3)「イクメンプロジェクト」の推進

2010 (平成 22) 年 6 月 30 日の改正育児・介護休業法の施行と合わせ、育児を積極的にする 男性「イクメン」(育児を積極的にする男性のこと。)を広めるため、6 月 17 日に「イクメンプロジェクト」をスタートしたところである。本プロジェクトを通じ、男性が育児をより積極的に楽しみ、また、育児休業を取得しやすい社会となることを目指している。



(参照)「イクメンプロジェクト」サイト http://www.ikumen-project.jp

プロジェクトの公式サイトでは、個人がイクメンであることを宣言する「イクメン宣言」ができる。また、イクメン以外の個人(妻、地域住民、有識者、著名人等)、団体(企業、労働組合、特定非営利活動法人、自治体等)がイクメン達を応援する「イクメンサポーター宣言」ができる。イクメン宣言やイクメンサポーター宣言は、サイト上で公開されている。

(「イクメン宣言」として寄せられた声)

- ○娘と触れ合えるときは、今しかない! 子供と正面からじっくり向き合い、一緒に笑って幸せな時間を作り出します。ママには負けないぞ!! (30代・1児の父)
- ○・育児休業取得経験者として育休生活の「楽しさ」「大切さ」を伝えつつ、企業・地域でのファザーリング推進に努めます。・自らの家庭を犠牲にすることなく、両立を実現するための効率的な働き方を追求・実践していきます。・妻に感謝の気持ちを忘れず、言葉や行動で伝えていきます。子供の個性を尊重し、感情で怒ることのないよう深呼吸してから叱るようにします(30代・2児の父)
- ○人生最終目標「世界一のパパになる!」(30代・1児の父)
- ○自分が食べたいものを自分の都合でつくる「男の趣味料理」ではなく、お腹がへった家族のた

めにつくる「日常のパパの家庭料理」をつくります。また、まだお手伝い的に役に立たない子供たちを巻き込んで、一緒に楽しく料理します。そして、パパ料理研究家として、全てのパパが家族のために、子供と一緒に料理をつくる世の中にするための活動をしていきます!(40代・2児の父)

○「育メンは自分のできることから、自分なりに やってみる。」「してあげたい心」が大切。そん なパパのいる家庭を後押しする社会制度と、快 く受け入れてくれる職場環境が理想ですね。 (30代・1児の父)



イクメンプロジェクト推進チームと長妻厚生労働大臣 (「イクメンプロジェクト」発足式(6月17日)にて)

# コラム

# パパの一歩が社会を変える ~お父さん、戦略的な投資をしよう!~

子育でに父親参加は不可欠、という考えが浸透しつつある昨今。でも、踏み出せないパパもいっぱい。

そこで、「父親であることを楽しむ生き方」を示すことで「笑っている父親」を増やし、そこから社会を変えていこうと活動する特定非営利活動法人ファザーリングジャパン代表であり、「イクメンプロジェクト」推進チームの座長を務める安藤哲也さんに、パパたちの背中を押してくれるお話しを伺ってきた。

### (1)「父親であることは楽しい」とは

「父親であることは楽しい」とは「子育ては楽しい」という意味だけじゃないと安藤さんはいう。「父親であること」のさきに、Citizenになる、人間として成長するという未来がある。保育園の保護者会、小学校のPTA、そんな活動を通じて、子育ては地域へと広がっていく。地域に関心を持つようになり、地域をよくしたいという思いが芽生え、そして例えばちゃんと選挙に行くようになる。単なる住民から意識ある市民へと変わっていく。社会人としてのステージが上がるのだと、安藤さんは話す。

大きな「社会」の話だけでもない、ごくプライベートなこと、例えば夫婦関係においても、 子育てとの関わりが将来に大きく影響してくる。子育てをして、ちゃんと家族になったお父 さんには、リタイア後、ママとの暖かく豊かな 時間が待っているだろう。逆に、子育てをせず、家族とともに過ごさず、仕事に生きたお父さんは、どうなるだろうか、と安藤さんは問う。

### (2) 時間は資源。戦力的な投資をしよう!

時間というのは各人が持っている資源だ。限られた自分の時間をどの時期に何に投資するか、戦略的に考えてみて欲しいと安藤さんはいう。子どもに手がかかる時期は人生においては実はそう長くない。その時期に家族に投資するか、会社に投資するか、どちらが得策なのか。右肩上がりの成長の時代は終わった。会社があれこれ面倒を見てくれた時代は戻ってこない。自分の身に着実に帰ってくるものは何か、考えてみよう。

自分の時間を自分でコントロールして、例えば、子どもが小さい間は家族に、手がかからなくなったら仕事に、戦略的に投資する。そういうパパが増えたらいいと安藤さんはいう。

そんなこと言われても、仕事が忙しいし、上司も経営者も理解がないし、うちの会社では無理だよ、そう思うお父さん。確かに限界はあるかもしれないが、でも何もできないということは無いはず!残業が本当に必要?今日ぐらいは早く帰れない?と問いかけなおしてみよう。あなたが今日早く席を立って帰宅する行為が、職場の風土を変える一歩になるかもしれない。そ

れでも、どうしても時間が取れない、そういう こともあるだろう。でも、そんなときでも、マ マをねぎらい、ママと会話をすることはでき る。疲れて聴きながら眠りこけてしまっても、 聴く姿勢を示すだけでママの気分は大きく違 う。

言い訳をしている暇があったら、小さなことでも何かやってみよう、と安藤さんは繰り返す。そこから変わっていくものがきっとあるはずだと。

### (3) 子育て支援で企業もハッピーに

企業経営者にも、同じく、安藤さんは問いか ける。長時間労働で社員を会社に縛りつけ、疲 弊させているような会社がいい成果を上げられ るだろうか、と。今の時代に求められるのは、 状況を的確に判断して対応する力だ。自立した 個人が主体的に働く組織でなければ、これから の時代生き残っていけるはずがない。社員の子 育て参加を応援するべし。子育てを通じて、人 は多くのことを学ぶ。子育てをすれば自分の時 間を自分で管理する必要に迫られる。その結果 時間の管理も上手になり生産性も上がるだろ う。生活実感を持つことから新たな発想も生ま れるだろうし、人と出会い、交流することで、 想像力が増し、頭とハートがつながった創造的 な仕事にも結びつくはずだ。社員のやる気と能 力が高まり、残業代も減る。子育て支援は企業 もハッピーにする動きだと安藤さんは指摘す る。

### (4)「さんきゅーパパプロジェクト」

ファザーリングジャパンでは、パパと企業とを揺さぶるべく「さんきゅーパパプロジェクト」を始動させている。改正育児・介護休業法でパパに認められた産後8週間の育児休業を「パパ産休」と名づけ、この期間に育休を取得する男性(さんきゅーパパ)を増やすことを通じて父親の育児参画を促し、子育て中の夫婦の調和、親子の絆を確かなものとするとともに、

企業、国、自治体等に対しても、ワークライフバランスや次世代育成の取組みの推進を呼びかけることを目的とした社会変革プロジェクトである。具体的には、個人や企業・団体から寄付金や商品・サービスなどを募りそれを原資に「パパ産休」取得者に経済的支援を行うほか、父親同士のネットワーク作り、ジジ・ババ世代への啓蒙活動、先進的な企業の取組みのリポートや、企業への働きかけを行うなど、パパ産休が社会を変える!を合言葉に父親の子育て参加を後押ししている。

子育てしたい、けれども、今一歩踏み出せないパパのまさに背中を押してくれるプロジェクトである。

### (5) 結び

最後にママたちへもメッセージをもらってきた。長い目で見て、パパを育てて欲しいとのこと。安藤さん自身がパパであることの楽しさに目覚めたのは、安藤ママが投げ出さず、あきらめず、暖かな気持ちで育ててくれたからだそうだ。

せっかく父親になったのだから、この幸運を 大切にして、父親であること、家族であること を楽しんでいこう、そして社会とつながってい こう。

だって、それってとっても楽しいぜ! ロック好きでもある安藤さんからの心を揺さ ぶるメッセージである。



安藤哲也さんと長妻厚生労働大臣 (「イクメンプロジェクト」発足式(6月17日)にて)